

令和元年5月23日

社会福祉法人西予総合福祉会 御中

監査実施概要及び監査結果の説明書

会計監査人
監査法人アシスト
代表社員・公認会計士 菊池 博俊



I. 理事者と監査人の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにあります。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれます。

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにあります。そして計算関係書類監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討しました。

II. 監査の概要

① 監査の目的及び範囲

(1) 計算関係書類監査

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人西予総合福祉会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記をいう。）について監査を行いました。

(2) 財産目録に対する意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人西予総合福祉会の平成31年3月31日現在の平成30会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行いました。

② 監査チームの体制

監査責任者

公認会計士 菊池博俊

監査補助者

公認会計士 鵜籠貴之

公認会計士 山本志郎

公認会計士 井上泰之
審査担当社員
公認会計士 北田 隆

③ 監査時間

業務執行社員	108.0 時間
公認会計士	228.0 時間
審査担当社員	12.0 時間
計	348.0 時間

④ 理事者等とのコミュニケーションの概要

手續	概要
1. 理事長とのコミュニケーション	<p>平成30年9月12日に下記事項について理事長とのコミュニケーションを図りました。</p> <p>なお、上記の他、必要に応じて、理事長とのコミュニケーションを図りました。</p> <p>1. ガバナンス（企業統治）の考え方</p> <p>(1) 基本理念、基本方針の内容</p> <p>(2) 各種機関（評議員会、理事会、監事、会計監査人）設計の状況。それぞれの役割に関する確認</p> <p>(3) 組織構造を含む、法人本部及び個々の施設等の企業統治に関する考え方</p> <p>(4) 情報開示に関する考え方</p> <p>2. リスクの把握</p> <p>(1) 社会福祉法人の目的及び戦略並びにそれらに関連する事業上のリスクの把握</p> <p>(2) 統制環境に係る社会福祉法人特有のリスク（不正の発生可能性を含む）のリスクの把握</p> <p>a. 法人本部及び個々の施設等のガバナンスに係るリスク</p> <p>b. 取引及び勘定残高に関するリスク</p> <p>c. 財務諸表等の作成に係るリスク</p> <p>(3) 社会福祉法人のリスク評価プロセスの理解と理事者が識別していないリスクの把握</p> <p>a. 職員による不祥事の発生リスク</p> <p>b. 介護事故</p>

c. 保育事故等の発生リスク

3. 誠実性

- (1) 役員及び職員の職務に対する誠実性と倫理観及び遵法精神に対する理解とその普及方法
- (2) 理事会、評議員会、監事による経営管理者に対する監視機能及び内部統制に対する姿勢
- (3) 経営管理組織及び権限と責任の付与
- (4) 適切な人材の確保と人事に関する方針及び管理

4. 法人運営方針

- (1) 事業運営体制（平成 30 会計年度事業計画を参考にして）
- (2) 計算書類等の平成 29 会計年度実績・平成 30 会計年度予算（実績見込を含む）の状況
- (3) 新規事業計画及び施設、設備整備計画
- (4) 資金調達の方法

5. 法人の課題

- (1) 社会福祉法人を取り巻く規制等の外部要因の観点から
- (2) 社会福祉法人の事業活動の観点から
- (3) その他、理事長として考えている法人の課題・懸念事項

w 0

平成 30 年 9 月 12 日に下記事項について監事とのコミュニケーションを図りました。なお、上記の他、必要に応じて、監事とのコミュニケーションを図りました。

- 1. 会計士監査制度に関連する監査人の責任
- 2. 監査人が実施する監査の範囲とその実施時期
- 3. 監査人が実施する監査を通じた重要な発見事項の報告方法
- 4. 弊法人の監査従事者の独立性
- 5. その他

III. 監査の結果

① 監査意見

無限定適正意見

② 追記情報に関する事項

特筆すべき事項はありません。。

③ 内部統制に関する事項

(i) 重要な不備

内部統制に関する重要な不備は識別されておりません。

(ii) 所轄庁による指導監査結果に基づく要改善事項の対応状況

別紙①を参照ください。

(iii) その他の改善事項

別紙②を参照ください。

④ 会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）

監査の過程で識別した金額的重要性の高い虚偽表示については、適切に修正されていることを確認しました。

なお、監査の過程で識別したその他の虚偽表示等については、別紙③を参照ください。

⑤ 重要な不正及び違法行為に関する事項等

重要な不正及び違法行為に関する事項は識別されておりません。

IV. 品質管理体制

会計監査人である監査法人アシストは「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備しております。

V. その他の報告事項

特筆すべき事項はありません。

以上